



2018年2月21日

喬木村議会議長  
下岡 幸文 様

請願者

団体名：喬木村9条の会

住所：喬木村33.14-3

代表者：太田 忠

紹介議員：後藤 登喜



「緊急事態条項」を含む改憲案のの国会での発議に反対する  
意見書提出に関する請願

## 【請願の趣旨】

自民党改憲案では、「第9章 緊急事態」として 次の様になっています。

第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態において、(中略) 緊急事態の宣言を発することができる。

第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

緊急事態が発せられた場合には何人も、(中略) 国その他公の機関の指示に従わなければならない。

緊急事態が発せられた場合には(中略) 衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

この案について法律の専門家は、次のように問題点を指摘している。

- 1 緊急事態の概念が不明確である。
- 2 国民の代表機関である国会のコントロールが及ばない危険がある。
- 3 内閣の権限が極度に肥大化し立憲主義を脅かす危険がある。
- 4 国民の基本的人権が著しく侵害される危険がある。

まさに「憲法は停止」された状態になると言わざるをえません。ここで私たちは「授權法」(全権委任法)によって、ワイマール憲法の効力が停止され、ナチス独裁態勢が築かれ、第2次大戦へと進んだ歴史の教訓を想起せざるをえません。

共同通信の行った東日本大震災の首長アンケートでは、42人の回答者のうち、41人が「緊急事態条項は必要ない」と答え、「現在必要な事は」という問に対しては、20人が「災害対策法など既存に法令の改善」と答え、12人が「国から地方への権限移譲強化」と答えました。これが実際大災害に直面した首長たちの明快な現場感覚なのです。以上述べてきたように、自民党改憲草案の緊急事態条項は、人権保障規定を実質的に無効化し、立憲主義に反するものです。わが国にはすでに、災害関連法、有事関連法があり、不備な点があればこれら法令の改善を行えばよい問題で、有事法は有害無益なものでまったく必要がないものと言わざるをえません。よって以下の項目を請願いたします。

## 【請願項目】

「緊急事態条項」を含む憲法改正の発議をしないこと。

以上を求める意見書を衆参両院議長あてに送付していただきたい。

## 「緊急事態条項」を含む改憲案の国会での発議に反対する意見書（案）

自民党改憲案では、「第9章 緊急事態」として 次の様になっています。

第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態において、（中略）緊急事態の宣言を発することができる。

第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

緊急事態が発せられた場合には何人も、（中略）国その他公の機関の指示に従わなければならない。

緊急事態が発せられた場合には（中略）衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

この案について法律の専門家は、次のように問題点を指摘している。

- 1 緊急事態の概念が不明確である。
- 2 国民の代表機関である国会のコントロールが及ばない危険がある。
- 3 内閣の権限が極度に肥大化し立憲主義を脅かす危険がある。
- 4 国民の基本的人権が著しく侵害される危険がある。

まさに「憲法は停止」された状態になると言わざるをえません。

ここで私たちは「授権法」（全権委任法）によって、ワイマール憲法の効力が停止され、ナチス独裁態勢が築かれ、第2次大戦へと進んだ歴史の教訓を想起せざるをえません。

共同通信の行った東日本大震災の首長アンケートでは、42人の回答者のうち、41人が「緊急事態条項は必要ない」と答え、「現在必要な事は」という問に対しては、20人が「災害対策法など既存に法令の改善」と答え、12人が「国から地方への権限移譲強化」と答えました。これが実際大災害に直面した首長たちの明快な現場感覚なのです。

以上述べてきたように、自民党改憲草案の緊急事態条項は、人権保障規定を実質的に無効化し、立憲主義に反するものです。わが国にはすでに、災害関連法、有事関連法があり、不備な点があればこれら法令の改善を行えばよい問題で、有事法は有害無益なものでまったく必要がないものと言わざるをえません。よって地方自治法99条の規定により以下の請願項目で意見書を提出いたします。

### 【請願項目】

「緊急事態条項」を含む憲法改正の発議をしないこと。

2018年2月2/ 日

長野県喬木村村議会議長

下岡 幸文

衆議院議長  
参議院議長

大島 理森 様  
伊達 忠一 様